

第6回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 6月5日(水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

- | | |
|--------------|---|
| 事務局長 | <p>1. 開会前 午後1時30分</p> <p>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。</p> <p>在任委員15名中現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。</p> <p>はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。</p> |
| 議長
(金井会長) | <p>2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分</p> <p>3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分</p> <p>まず、議事録署名人の指名を行います。</p> <p>沼田市農業委員会会議規則により、議長において12番 高井人士委員
13番 千明 忍委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>4. 諸般の報告 午後1時31分</p> <p>議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記について報告</p> <ul style="list-style-type: none">(1)農地法第3条の3の規定による届出について(2)農地の合意解約について(3)農地復元届について <p style="padding-left: 20px;">これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。</p> |
| 議長 | <p>5. 付議事件 午後1時34分</p> <p>議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。</p> <p>議案説明 3件</p> |

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

議長

1つよろしいですか。譲受人の方は85歳とのことですが、農地法の要件の中に年齢について規定したものはあるのでしょうか。

事務局次長

少しご高齢なのは確かですが、現状要件の中に年齢について規定したものはございません。なお、後継者の方がいるようで、申請時に後継者の方で申請するよう伝えましたが、まだ経営移譲が行われていないとのこと、今回の申請に及んだとのこと。

議長

わかりました。

議長

続きまして、3番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第21号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第22号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。
次に議案第23号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第23号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、3番の案件は、設定人が事務局長でありまして、農業委員会の委員ではないため「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」には当たりませんが、事務局長からの申出により同様の取扱いとすることとし、はじめに3番を除いて審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

4番

5番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第24号については、3番を除いて申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、3番の案件を除いて申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

続きまして3番の案件の審議になりますが、先ほども申しあげましたとおり、「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に準じた取扱いとすることとし、星野博正事務局長の退席を求めます。

(事務局長退席)

議長 それでは、3番の案件について審議をお願いいたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、提出された3番の案件については、12番 高井人士委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

12番委員 先日、推進委員及び事務局員と現地調査を行いました。推進委員によると、所有者は元々酪農家で、牧草の採草地として利用していたそうですが、酪農をやめてから30年以上耕作していない状態とのことで、やむを得ないのではないかとのことでした。私から見ても周囲の農地に影響を及ぼすようなものではないので、特に問題は無いのではと思います。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第24号の3番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

ここで、星野博正事務局長の入室を認めます。

(事務局長入室)

次に議案第25号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 1ついいですか。使用貸借が3件あって、1部は結構面積が広いようですがどういった内容でしょうか。

15番委員 お父さんが息子に貸すようです。

議長 わかりました。

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします

無いようですので、お諮りいたします。

議案第25号については、計画(案)のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第25号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

次に議案第26号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第26号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第26号「農地に該当しないことの証明願について」は、願い出のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了 午後2時04分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和6年「田畑売買価格等に関する調査」について
- (2) 農業者年金の現況届について
- (3) 令和7年度農林関係税制改正要望について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後3時15分